

● 法令改正情報 1 ●

PCB廃棄物の処分の期間が延長されました

平成24年12月12日付けでPCB特別措置法施行令の一部が改正され、PCB廃棄物の処理期限が、新たに平成39年3月31日と定められました。

今回の改正の契機ですが、環境省が設置した「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、PCB廃棄物の処理に関するこれまでの進捗状況と今後の推進方策につ

いて検討が行われました。その結果、従来のPCB特別措置法で規定されていた平成28年7月までの処理完了は、現状では困難であり、新たな処分の期間を設定することが適当であると判断されました。

この報告を踏まえて、処分の期間が平成39年3月31日に改正されました。

● 法令改正情報 2 ●

廃掃法に1,4-ジオキサンが規制対象として追加

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成25年1月18日に閣議決定され、平成25年6月1日から施行されます。

合反応)や界面活性剤生成の際の副生成や、1,1,1-トリクロロエタンへの添加(1995年まで)、廃棄物からの浸出、家庭排水などがあります。

1. 改正の概要

- (1) 特定施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含むばいじん、廃油(廃溶剤)、汚泥、廃酸または廃アルカリを、特別管理産業廃棄物に指定する。
- (2) 一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含む燃え殻およびばいじんについては、遮断型最終処分場へ埋立処分を行うものとするなど、埋立処分基準等の整備を行う。

2. 1,4-ジオキサンとは

1,4-ジオキサンは、化学工業、医薬品製造業、繊維工業、一般機械器具製造業等で、主に有機合成反応溶剤として用いられています。

工業用途以外での1,4-ジオキサンの排出源として、化学反応(エチレンオキサイド重

3. 判定基準及び環境基準の設定

今回の改正に伴い、1,4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物に関する基準等が定められました。また、廃棄物最終処分場の放流水・地下水・浸透水の基準にも1,4-ジオキサンが設定されました。

また、今回の改正に合わせて、1,1-ジクロロエチレンに関する基準も変更されました。上記の特別管理産業廃棄物に関する基準等および廃棄物最終処分場の放流水・地下水・浸透水の基準値の詳細は次頁の表1～表5に示します。

判定基準および環境基準等についてご不明な点がございましたら、当法人環境技術部分析課の担当者まで何なりとお問い合わせください。

表1. 特別管理産業廃棄物の判定基準

対象物質	廃棄物の種類	基準
1,4-ジオキサン	指定下水汚泥	0.5mg/L以下
	廃溶剤(廃油)	
	汚泥	
	ばいじん	
	廃酸・廃アルカリ	
1,1-ジクロロエチレン	指定下水汚泥	1mg/L以下(現行0.2mg/L以下)
	廃油	
	汚泥	10mg/L以下(現行2mg/L以下)
	廃酸・廃アルカリ	

表2. 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

対象物質	廃棄物の種類	基準
1,4-ジオキサン	指定下水汚泥	0.5mg/L以下
	汚泥	
	燃え殻	
	ばいじん	
1,1-ジクロロエチレン	指定下水汚泥	1mg/L以下(現行0.2mg/L以下)
	汚泥	
	燃え殻	
	ばいじん	

表3. 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

対象物質	廃棄物の種類	基準
1,4-ジオキサン	有機性汚泥・動植物性残さ	0.5mg/kg以下
	無機性汚泥	0.05mg/L以下
	廃酸・廃アルカリ・家畜糞尿	0.5mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	有機性汚泥・動植物性残さ	1mg/kg以下(現行0.2mg/kg以下)
	無機性汚泥	0.1mg/L以下(現行0.02mg/L以下)
	廃酸・廃アルカリ・家畜糞尿	1mg/L以下(現行0.2mg/L以下)

表4. 廃棄物最終処分場における放流水の基準

対象物質	基準
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下(現行0.2mg/L以下)

表5. 廃棄物最終処分場周縁の地下水基準および安定型最終処分場の浸透水の基準

対象物質	基準
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下(現行0.02mg/L以下)
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下*
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下

* シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量